

時事新報

本の國會

在米國 某

の知識未だ高尚の域に達せざるに在りと云はざるを得ず固より今の議員諸君は日本國中静々たる者にして所謂興論を代表するに足る人物ならんとは雖も若し此諸君にして平生着實謹慎の人あらば假令へ諂嬉にわるも尙着質謹慎あるべき筈なり平生着實の人物が一朝議員に擇ばるればとて遂に平生の氣風を變じて輕卒粗暴の人となるべき譯けもあり即ち此輕卒は今の日本全體の氣風なれば直に之を以て議員一個の罪とすは其評酷に過ぎたりと云はざるべからむ然れども今世の論者に一步を譲り今の議員は其輕卒者中の最も輕卒ある者を擇擇したるが故に日本國中を平均したる輕卒よりも尙一層輕卒ある者とせんか然れども尙ほ此輕卒を以て特に有害無益の大惡事となすに足らざる所以の理あるり抑も今の議院なるものは我日本は勿論古來東洋諸國に於て未曾有の一大新事なるが故に世人の其仕組を解せざるは更らあり其利害得失に至ても正に試験の時代と云はざるべからず已に之を試験の時代とすれば其舉動は何程輕卒あるも其言論は何程粗暴あるも更に咎むべきにからず實に咎むべからざるのみあらず我輩は假

○司法省告示第八十號
明治二十三年(十二月)司法省告示第七十一號盛岡地方法院
裁判所管内遠野區裁判所民事裁判事務取扱期日各十四日間
日間ヲ各十日間ニ同二十四年(二月)同告示第二十五號
金澤地方裁判所管内大野寺區裁判所民事裁判事務取扱期
日三月、七月、十一月ヲ四月、十月ニ改正ス

明治廿四年
七月八日 司法大臣子爵田中不二齋

○遞信省告示第百五十六號
加賀國能美郡安宅町ニ三等郵便局ヲ置キ安宅郵便局ト
稱シ來八月一日ヨリ其事務ヲ取扱ヘシム

明治廿四年
七月八日 道傳大臣伯爵後藤象二郎

○遞信省告示第百五十七號
清國吳淞碇泊ノ船舶ニ宛タル電報ヘ一通ニ付金五十銭
ヲ增加徵收ヌルコト、ナレリ

明治廿四年
七月八日

遞信大臣伯爵後藤象二郎

漸く大に悟る所あるべければなり最初より事に當らか
物に觸れず無爲にして以て大成を期せんとするも到底
人事に於て得べからざるの事なり其極度に至ては不幸
にして其愚笨愚闇を以て満場の可とする所となり或は
世人をしてコへ天下の一大事ありと思はしむる等の相
合もあるべしと雖ども是亦更に差支あるふとなし假に
へ如何ある愚議を提出して一時此法の行はるゝとある
も社會人事に對する法律直接の影響は案外に鈍く單に
法律を器械として社會の盛衰を來たしたるの例は古來
未だ其實證あるを覗す或は古今の歴史中往々法律の
力を事實ありとして論ずる者ありと雖ども多くは是れ
等者の粗漏にして深く事理を究めざるに由るものあらず
精細に吟味するときは必定他に其盛衰の原因あるふと
を發明すべし又萬々一此愚論の爲めに幾分の悪果を生
ずるふとありとするも自から制定したる法律されば向
時にても又自から之を改むるふとを得べし世人は朝令
暮改と云へるふとを以て天下無二の整事のやうに云く
者あれども我輩は却て此際朝令暮改の益々多からんと
とを希望する者あり朝令暮改も恐るゝに足ら老練卒業
畢も咎むべからず唯其行く所に於て其爲す所に任すべ
し他より制すべからず他より犯すべからず今之議院は
は恰も流動不定の姿に在て未だ形體をあさゝるものな
れば之をして凝結せしめ以て永遠の大成を期するには
唯放任の一法あるのみ若しも此放任主義を以て不安と
とあらば最初より國會を開かざるふと得策あれ非國會
の説も自から一説にして我輩に於ても所見なきに非也
れども今は之を論して益しし唯今日に在ては今日の西

○加奈陀の大政治家相次ひで病没す 加奈陀第一流の政治家として知られたる總理大臣マクドナルド氏が去る六月上旬病を以て不歸の人となりし事は過日の紙上に記したりしが同氏死去の數日前にも大政治家の名を博したるサーアントワントリオノ氏を失へり氏は曾て首相の職を奉せし事もあり自から自由黨を總理して政治界に奔走せし時はマクドナルド氏の一大強敵ありしと雖とも十餘年前より政治社會を退きて高等裁判長

争訟の熱度更に一層の高ま

の重複某々の二氏と其の仲間人中に犯財の虞があるを
奇貨し之を脅嚇して金六百圓を收受し其の犯卵を申
庇せり云々」との記事を各新聞社に通信し同地の新發
知、天下の二新聞が首として之を掲載したると同會所
頭取吉田祿在（舊名古屋區長）同副頭取堀部勝四郎（愛
謙院議員）の兩氏は已れを誹謗したる者ありとて告発
と提起し且つ該記事は同會所の信用を妨害したる者有
れば右の二新聞一通信社は三府及び名古屋の各新聞に
二號活字を以て謝罪の廣告文を掲出すべしとのふとを
求めたるより雙方の間に一大葛藤を惹き起し乃ち被告
方には美濃部貞亮山田鉄次郎、伊東旭、福岡祐次郎
兼松浅次郎、藤田鉢太郎の六代言人を擁護人として元來
同事件は公益の爲め米商會所の弊事を矯正せんふとを
圖りたるに外ならざれば法廷にて收賄の事實を駁証し
飽く迄告訴人吉田氏等を攻撃せんと決心し又原告方に
ては同縣警部良吉田弘藏、同市助役高橋積造の兩氏を
出廷せしめて通信の由來を立證せしめんと企て又た破
告方にては公判の開廷毎に頻りに米商會所の宿弊及び
吉田祿在氏等の非行を捕獲して止まず近頃更に同地代
言人森谷三雄氏が告訴方の代理人として出廷したるより

○米國萬國大博覽會の設立を妨げんとする米國シカゴ政府よりの近報に據れば職工同盟會員は賃金の事に付萬國大博覽會事務員より満足すべき返答を得ざるを以て同會の設立を妨ぐる事に着手し近頃市會にて博覽會の目的を達する爲めの費用として可決したる五百萬弗を取返へさん事に奔走する筈にて去る五月卅一日五箇の職工同盟會よりかのく委員を出して集會を催し種々の打合となせり是等の會員は満足なる返答を得る迄全効力を盡くして博覽會の妨害をなす決心あれば多分不日同會の工事を始ひるや否や屢々同盟罷工を行ふなるべしと云ふ。

○締件付の株券 中村道太氏より米商會所へ差出したる帝國水產會社株券中一萬五千株は曾て同社より拂入請求の訴訟を起したる西村虎四郎氏記名の株式にして當時中村氏の盡力にて顎下となり其爭點たる株券を二切中村氏に於て引受けたるに付ては種々入込たる專情もあるよしあれど詎り中村氏は西村氏に代り會社に對し義務を履行すべき旨の約定あり然るに此般米商會所の破裂となり同氏も勢ひ茲に極まり遂に資産として右の株券迄も同所へ差出したれども水產會社にては當時の約束あるを以て近々中村氏に對し契約履行の訴訟を提起する趣あれば自然此株券を受取りたる米商會所より被告人であるべく此訴訟にて同所の維持策に又々多少の障礙を與ふるふあるべしと云へり

○二新聞一通信社と米商會所との紛議 過般名古屋新聞通信社が、名古屋米商會所役員の候補と題し「同所の設立共てに主導的の立場」に立つてゐる。

争訟の熟度更に一層の高ま
じて殆ど其の底止する處を
龍宮柳本直太郎、憲兵隊長を
び愛知佛教會の代表者水野
斐間に介立して百方調停を
めて強く容易に其の効を奏
に五回の多さに到り毎回傍
しが遅に去る六日公判の條
告あるべきに決定したる其